

1-(3) 障がいのある子ども一人ひとりの自立をしっかりと支援します

重点項目8 府立支援学校の教育環境の充実**【目標】**

- ・児童生徒数150～200人程度の規模を大きく上回っている府立支援学校^{注1}については速やかに教育環境の充実を図る。(H20:200人超9校 内300人超5校)
- ・通学バスの片道乗車時間を60分以内にする。(H20:約1割の児童生徒が60分を超える。)
- ・知的障がい高等部卒業生徒の就職率を毎年3～4ポイント程度増加させ、平成25年度までに倍増させる。(H19:17.8%(全国25.8%))

府立支援学校の教育環境の充実**①府立支援学校の教育環境の整備**

府立支援学校の新設も含め教育環境を整備

②通学時間の短縮に向けた通学バスの充実

通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なコース編制を実施

③障がいのある生徒の就労支援

府立知的障がい支援学校に新たな職業コースを設置

④たまがわタイプ支援学校の整備

地域バランスを考慮し整備

⑤府立視覚支援学校の教育環境の整備新たな職域に結びつく教育内容の充実と進路希望の実現
校舎建替えによる職業教育の充実と耐震性の確保

※注1【支援学校】学校教育法の改正により、盲学校、聾学校、養護学校が特別支援学校に改められた。大阪府では、平成20年4月から、「盲学校」を「視覚支援学校」に、「聾学校」を「聴覚支援学校」に、「養護学校」を「支援学校」に改め、これらを総称して「支援学校」という用語を使用している。

①府立支援学校の教育環境の整備

《事業概要》

府立支援学校における知的障がいのある児童生徒数の将来動向を踏まえ、府有地、府有施設の有効活用を図りながら、平成20年度に策定する「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、府立支援学校の新設を含め教育環境を整備する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
「府立支援学校施設整備基本方針」を平成20年度に策定	「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、計画的に環境整備

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
計画的に環境整備				
				H26以降の環境整備について検討

②通学時間の短縮に向けた通学バスの充実

《事業概要》

府立支援学校の教育環境整備とあわせ、各学校の児童生徒数の状況等を勘案し、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的なコース編制等により、長時間乗車による児童生徒の負担を軽減する。

《事業目標》

現 状	平成25年度
60分を超える乗車時間を要する児童生徒が約1割	全児童生徒の乗車時間を60分以内にする

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
バスの増車やコース編制の見直しを毎年検討・実施				

③障がいのある生徒の就労支援

《事業概要》

障がいのある生徒の社会参加と自立を実現するため、職業コースを計画的に設置し、就労支援の充実を図るとともに、就労後も見据え、関係部局や福祉・労働機関等の関係機関（障害者就業・生活支援センターやハローワーク等）・団体、企業、経済団体等と連携し、地域におけるネットワークの構築を図りながら、実習先・就労先の開拓、卒業生や障がい者雇用を進める企業への支援体制を整備する。

また、府立知的障がい支援学校と「注1たまがわタイプ支援学校」の連携を図り、職業教育及び就労情報共有化のためのネットワークを充実する。

《事業目標》

現 状	平成 22 年度～
府立知的障がい支援学校 2 校（守口、八尾）に職業コースを設置	府立知的障がい支援学校に職業コースを計画的に設置

現 状	平成 21 年度～
健康福祉部・商工労働部・教育委員会でのワーキングチームの設置	関係部局、関係機関・団体、企業、経済団体等の連携による支援の充実

《スケジュール》

○職業コースの設置

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
職業コースの検討	職業コースを計画的に設置			
H26 年度以降について検討				

○就労支援の充実

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
就労支援施策の構築及び府立支援学校における相談体制の整備・運営				

※注1【たまがわタイプ支援学校】知的障がいのある生徒の就労を通じた社会的自立をめざす高等支援学校。平成 18 年、東大阪市に「たまがわ高等支援学校」を開校。

④たまがわタイプ支援学校の整備

《事業概要》

就労を通じた社会的自立を支援する観点から、地域バランスを考慮し、就職率100%の実現をめざした「たまがわタイプ支援学校」を整備する。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
「府立支援学校施設整備基本方針」を平成20年度に策定	「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、計画的に環境整備

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
計画的に環境整備				
				▶
H26 以降の環境整備について検討				- - - ▶

⑤府立視覚支援学校の教育環境の整備

《事業概要》

府立視覚支援学校に対する教育ニーズへの対応や、新たな職域に結びつく教育内容の充実と確かな学力の定着を図る。また校舎建替えにより教育環境の整備と耐震性を確保する。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
幼稚部・小学部・中学部 高等部本科 普通科・音楽科 高等部専攻科 保健医療科・理療科・理学療法科・情報処理科・音楽科	・ 将来を見据えた基礎的な学習の充実 ・ 校舎整備にあわせ、教育ニーズの変化に対応した学科及び教育課程の再編に関する計画(案)の作成 (竣工の翌年(平成27年)4月から再編学科で授業展開)
—	耐震性の確保(H26秋竣工予定)

《スケジュール》

○学科及び教育課程の再編

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
教育ニーズの変化に対応した検討				計画書(案)作成
—————▶				—————▶

※竣工の翌年(平成27年)4月から再編学科で授業展開

○耐震性の確保

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
基本設計	実施設計	工事着工		
—————▶—————▶—————▶				
(H26秋竣工予定)				

重点項目9 府立高校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実

【目標】

- ・自立支援推進校^{注1}や共生推進モデル校^{注2}への進路希望に応じていくため、志願倍率(H18～H20 3.52倍)を公立高校前期入学者選抜の平均志願倍率(H18～H20 1.44倍)に近づけるよう、計画的に整備していく。
- ・障がいのある生徒とない生徒が相互理解を深め、いきいきと「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する。
- ・障がいのある生徒一人ひとりの教育内容や就労支援方策を充実する。
- ・障がいのある生徒が高校のキャリア教育と支援学校の職業に関する専門教育を学ぶなど、府立高校と府立支援学校との連携を強化する。

①自立支援推進校・共生推進モデル校の整備

自立支援推進校

知的障がい生徒自立支援コースを設置し、カリキュラムや授業内容を工夫し、知的障がいのある生徒がいきいきと学び、障がいのあるなしに関わらずともに高校生活を送り交友を深めていくことをめざしています。



知的障がいのある生徒の後期中等教育における選択肢の拡大
生徒一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

共生推進モデル校

たまがわ高等支援学校の共生推進教室を枚岡樟風高校に設置し、両校の連携協力のもと、たまがわ高等支援学校の生徒が、枚岡樟風高校の生徒とともに学び交友を深め、就労支援を行います。

府立高校における知的障がいのある生徒の学習機会の充実

①自立支援推進校・共生推進モデル校の整備

《事業概要》

府立高校における「ともに学び、ともに育つ」教育を推進し、生徒一人ひとりの状況に応じた教育の充実を図るため、生徒・保護者のニーズ、地域バランス等を考慮しつつ、自立支援推進校・共生推進モデル校を整備する。

また、生徒が高校のキャリア教育と支援学校の職業に関する専門教育を学ぶなど、府立高校と府立支援学校との連携を強化し、就労支援を図る。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
◇設置校数 ・自立支援推進校 9校 ・共生推進モデル校 1校 ◇募集人数(1学年あたり) ・自立支援推進校 23人 (5校×3人、4校×2人) ・共生推進モデル校 2人 (1校×2人)	生徒・保護者のニーズ、地域バランス等を考慮しつつ、計画的に整備

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
計画的に整備				
→				

※注1【自立支援推進校】平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申「高等学校における知的障がい生徒の受入れ方策について」を踏まえ、平成13年度から5年間の調査研究を継承し、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもの。制度概要については前ページ参照。

※注2【共生推進モデル校】平成17年8月の大阪府学校教育審議会答申を踏まえ、自立支援推進校と併せて、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ取組みとして平成18年度から制度化したもの。制度概要については前ページ参照。

重点項目10 小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

【目標】

- ・障がいのある児童生徒に対する小・中学校における教育環境及び支援体制を整備し、「個別の教育支援計画^{注1}」の作成・活用を促進し、市町村教育委員会との連携を図りつつ、地域で学び地域ではぐくむためのきめ細かな指導・支援を充実する。



※注1【個別の教育支援計画】障がいのある子ども一人ひとりのニーズを正確に把握し、中・長期的な観点で乳幼児期から学校卒業後までを見据えて、関係機関と連携を図りつつ、一貫して的確な支援を行うことを目的として作成する計画。

①支援学級^{注1}の充実

《事業概要》

障がい種別による支援学級の設置や重度・重複障がいの児童生徒への支援の促進に取り組むとともに、支援学校におけるセンター的機能を活用し、小・中学校における「ともに学び、ともに育つ」教育をさらに進める。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
複数の障がい種別が混在する支援学級 13.8%	障がい種別による学級設置の促進
非常勤講師の配置 60 学級	非常勤講師の配置拡充

《スケジュール》

○障がい種別による学級設置

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
障がい種別による学級設置の促進				
→				

○非常勤講師の配置拡充

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
非常勤講師の配置拡充				
→				

※注1【支援学級】学校教育法の改正により、特殊学級（養護学級）の名称を特別支援学級に変更。大阪府においては、弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、情緒障がい学級を小・中学校に設置。大阪府では、これらを総称して「支援学級」という用語を使用。

②通級指導教室^{注1}の充実

《事業概要》

国定数を活用しながら通級指導教室を充実し、通常の学級に在籍するLD（学習障がい^{注2}）、ADHD（注意欠陥多動性障がい^{注3}）を含む障がいのある児童生徒への指導・支援を充実する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
33市町において、96教室 （小学校 90教室、中学校 6教室）	国定数を活用しながら通級指導教室を充実

《スケジュール》

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
国定数を活用しながら通級指導教室を充実				
➔				

※注1【通級指導教室】小・中学校の通常の学級に在籍する比較的軽度の言語障がい、難聴、LD、ADHD等の発達障がい等の障がいがある児童生徒を対象とし、各教科等の学習は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた必要な指導・支援を、通級指導教室で、月1単位時間から週8単位時間受けることができる制度（LD、ADHDについては、平成18年4月の学校教育法施行規則の一部改正により、通級指導教室の対象として追加）。通級指導教室では、対人関係や社会性、コミュニケーションにおけるLD、ADHD等の発達障がいの特性をふまえ、ソーシャル・スキル・トレーニングや小グループによる学習等を行っている。

※注2【LD（学習障がい）】基本的には全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示すものである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されるが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

※注3【ADHD（注意欠陥多動性障がい）】年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び（又は）衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの原因による機能不全があると推定される。

③小・中学校への看護師配置の促進

《事業概要》

医療的ケア^{注1}を必要とする児童生徒が在籍する小・中学校への看護師配置を促進する。

《事業目標》

現 状	平成21年度～
必要な全小・中学校に看護師を配置 (20市町 小学校 44校、中学校 10校)	必要な全小・中学校に看護師を配置

《スケジュール》

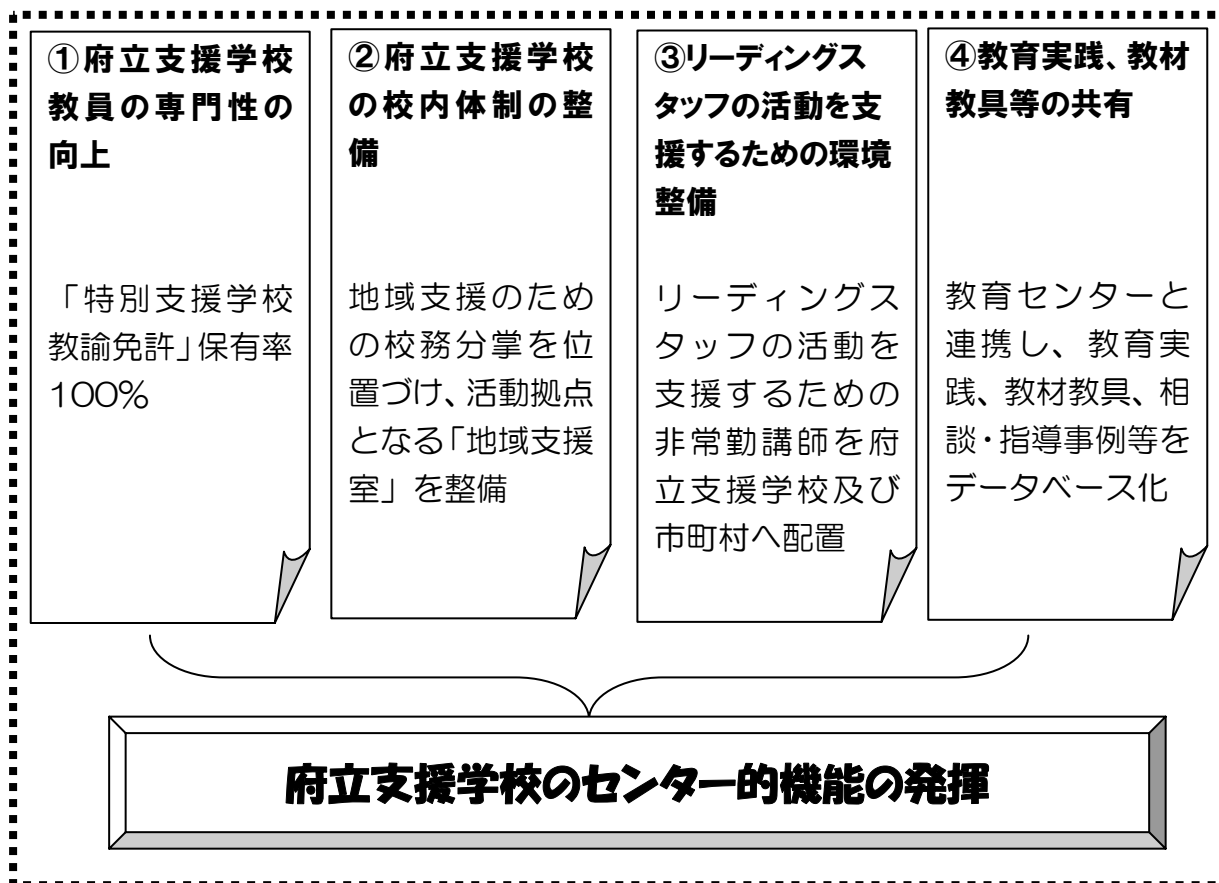
H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
必要な全小・中学校に看護師を配置				
→				

※注1【医療的ケア】児童生徒に必要な痰の吸引・経管栄養などについて、医師の指導のもと主として保護者が自宅等で行うことや、医師の指示により看護師が学校等を行うことを、一般的に「医療的ケア」と呼び、病院で実施する医療行為と区別している。なお、これらは、医師法上は医療行為とされている。

重点項目11 府立支援学校のセンター的機能の発揮

【目標】

- ・小・中・高校等からの要請に的確に対応するため、府立支援学校、市町村教育委員会の体制を強化する。



①府立支援学校教員の専門性の向上

《事業概要》

府立支援学校のセンター的機能をより発揮するため、教員の専門性の向上に向けて、「特別支援学校教諭免許」保有率の向上を図る。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
「特別支援学校教諭免許」保有率 68.6%(H19)	100%

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
認定講習、特別採用等で免許保有率を向上				
➔				

②府立支援学校の校内体制の整備

《事業概要》

府立支援学校のセンター的機能をより発揮するため、来校教育相談への対応や有効な教材教具の収集・整理等を行う「地域支援室」を整備し、府立支援学校の校内体制の充実を図る。

《事業目標》

現 状	平成 25 年度
・府立支援学校6校に「地域支援室」を整備 ・府立支援学校への来校相談 約 400 件 (H19)	・全府立支援学校に「地域支援室」を整備 ・府立支援学校への来校相談 1,500 件

※分校(1校)を除く。

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
「地域支援室」を段階的に整備				
➔				

③リーディングスタッフ^{注1}の活動を支援するための環境整備

《事業概要》

府立支援学校のセンター的機能をより発揮するため、府立支援学校のリーディングスタッフと市町村のリーディングスタッフが連携し、十分に活動できる環境の整備を行い、障がいのある全ての幼児児童生徒に対する地域支援体制の充実を図る。

《事業目標》

現 状	平成 21 年度～
リーディングスタッフの活動支援のため、全府立支援学校に週 8 時間の非常勤講師を配置	非常勤講師の配置拡充
リーディングスタッフの活動支援のため、全市町村に週 8 時間の非常勤講師を配置	

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
非常勤講師の配置拡充				
→				

※注1【リーディングスタッフ】障がいのある幼児児童生徒の指導・支援方法や個別の教育支援計画の作成等に関する助言など、小・中学校等への巡回相談を行ったり、研修会の講師を務めるなど府内の支援教育の中核となって、指導的な役割を果たす教員。

④教育実践、教材教具等の共有

《事業概要》

各府立支援学校における教育実践、教材教具、相談・指導事例等を活用できるよう、教育センターと連携し、データベース化する。

《事業目標》

現 状	平成 23 年度～
各府立支援学校単位で、相談事例、教材教具を活用	教育実践、教材教具、相談・指導事例等の情報の共有

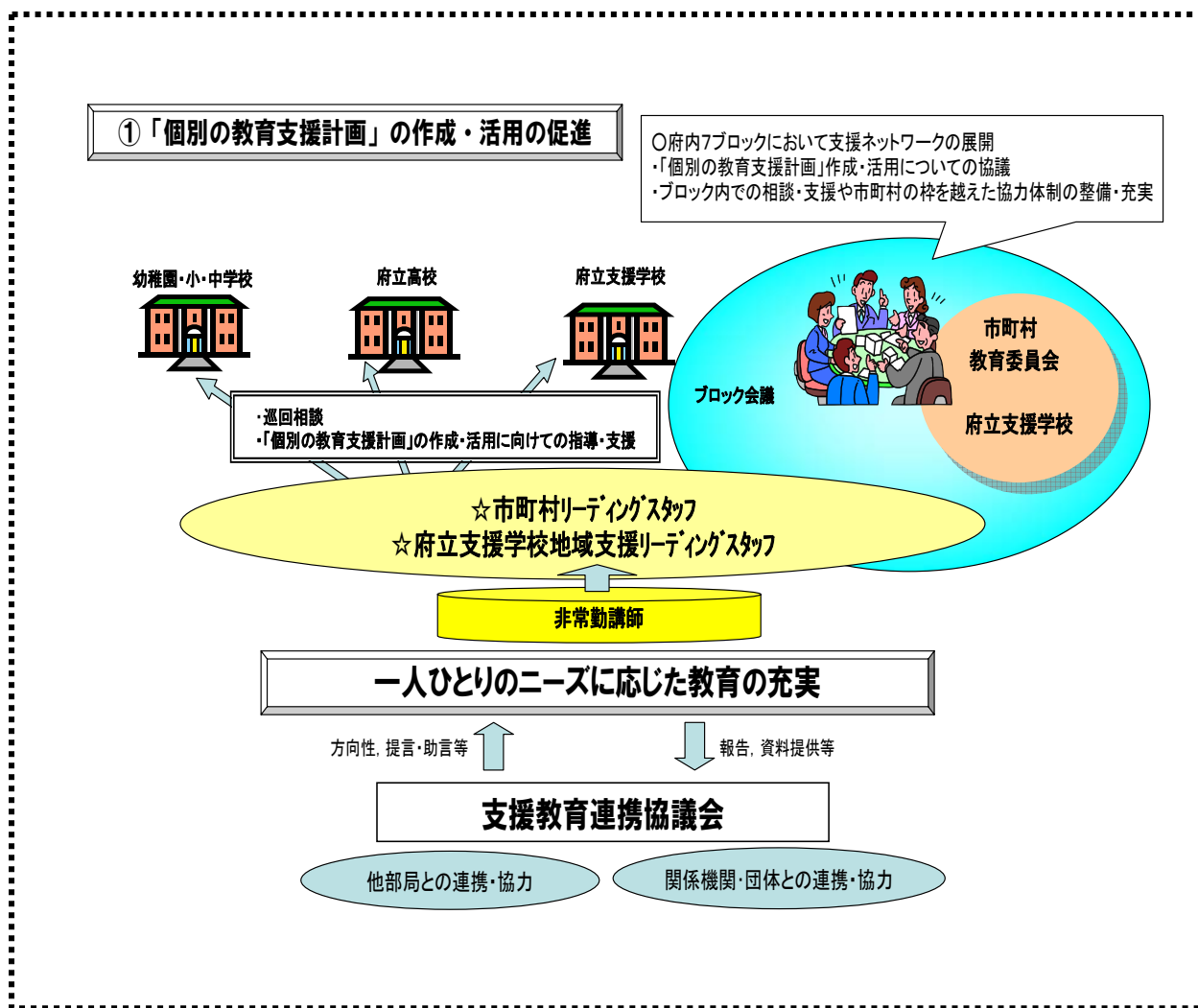
《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
教育センターと連携し、段階的に整理		データベース化、情報の共有		
----->		—————>		

重点項目12 一人ひとりのニーズに応じた支援教育の充実

【目標】

- ・「個別の教育支援計画」を作成・活用し、障がいのある全ての幼児児童生徒における就学前から学校卒業後までを見据えた一貫した支援教育を推進する。



①「個別の教育支援計画」の作成・活用の促進

《事業概要》

障がいのある全ての幼児児童生徒一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や、一貫した支援の充実に向け、地域支援ネットワークを整備し、福祉、医療、労働等の関係機関や専門家との連携・協力を強化しながら、府立支援学校はもとより、幼・小・中・高校等において、幼児児童生徒や保護者の参画のもと、「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進する。また、毎年、評価・点検・見直しを実施することにより、内容の充実を図る。

《事業目標》

現 状	平成 22 年度～
「個別の教育支援計画」作成状況	小・中学校支援学級における「個別の教育支援計画」100%作成
府立支援学校 100%	
小学校支援学級 86.4%	
中学校支援学級 85.7%	
府立高校(自立支援推進校・共生推進モデル校) 100%	

《スケジュール》

H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
小・中学校支援学級 90%作成	小・中学校支援学級 100%作成			